

# 公益財団法人石橋由紀子記念基金助成金等交付規程

## 公益財団法人石橋由紀子記念基金

### (趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人石橋由紀子記念基金（以下「本基金」という。）の定款第4条に定める助成の対象に交付する助成金等（以下「助成金等」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (助成金等の交付対象)

第2条 この規程に基づく助成金等の交付対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 腎不全の予防及び腎臓移植に関する専門性の高い医師、医療法人、看護師、技師その他医療に携わる関係者の教育・研修に係る参加交通費等の助成
- (2) 腎不全の予防及び腎臓移植に関する研究に必要な経費の助成
- (3) 腎臓移植医療の広報活動ないし普及啓発に関連するセミナー、シンポジウム等への講師派遣に係る諸謝金等の助成

### (募集対象)

第3条 助成金等の申請者（以下「申請者」という。）の募集方法は、公募とする。

2. 申請者は、同一の研究について他の財団の助成金等を受けていないことを原則とする。

### (申請及び申請期間)

第4条 申請者は、所定の申請書を本基金に提出しなければならない。

2. 申請者は、毎年3月1日から翌年2月末日までに申請を行うものとする。ただし、本基金が特に必要と認めた場合は、上記期間外においても申請を受付けることがある。

### (助成対象経費)

第5条 助成対象経費は、本研究にあたり必要とされる交通費及び研究費並びに諸謝金とする。

(助成金交付の流れ)

第6条 本基金事務局長は、受領した申請書を代表理事の承認を得て選考委員会に送付するものとする。

2. 選考委員会は、第2条の助成金の交付対象となるものを選考し、その結果を代表理事に報告するものとする。選考委員会が必要と認めるときは、申請者に対し追加資料の提出を要求し、あるいは口頭の説明を求めることができる。
3. 理事会は、選考委員会の選考結果に基づき、助成対象者を決定する。また、理事会は助成対象者の決定にあたり、必要に応じて選考委員の意見を聴取することができる。
4. 前項の理事会で決定された事項に基づき、事務局長は、各申請者に決定事項と金額を内示するものとする。
5. 助成金等は、金額又は必要により分割した額をもって申請者に交付する。

(助成金等の交付決定)

第7条 前条により決定された助成金等の決定通知は、申請者に対し書面により通知する。

(事業の変更等)

第8条 助成金等の交付の決定後、助成事業計画等に関し、重要な変更をしようとするときは、代表理事の承認を受けなければならない。

(助成金等の使用制限)

第9条 助成金等を受けた者は、第5条の規定に従い、その研究等に直接必要な経費に使用しなければならない。

(整理保管)

第10条 助成金等を受けた者は、領収書および受領書など関係書類を少なくとも3年間は整理保管しなければならない。

2. 前項の関係書類について本基金が必要と認めたときは、その整理保管期間中に当該書類の提出を求める場合がある。

(報告)

第11条 助成金等の交付を受けた者は、当該年度末に、収支について代表理事に報告しなければならない。

(代表理事の監査権)

第12条 代表理事は、必要があると認めるときは、理事会の承認を得て、助成金等の交付を受けた者に対し、経理ならびに研究事項等につき報告を求め、必要に応じて経理及び研究の内容等につき監査をすることができる。

(成果の発表)

第13条 本基金は、助成金等の交付を受けて実施した研究の全部または一部を、研究の成果として、申請者に発表させることができるものとする。

(実績の報告)

第14条 助成金等の交付を受けた者は、助成事業実施期間終了後1月以内に、実績および研究報告の要旨を代表理事に報告しなければならない。

(助成金等の決定の取消、中止、及び返還)

第15条 助成金等の交付を決定された者が、次の各号のいずれかに該当したとき、又はその事実が判明したときは、本基金は助成金等の交付決定を取消、交付を中止し、又はすでに交付した一部もしくは全部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の申し出または報告を行なったとき
- (2) 対象となる研究会、学会、セミナー、シンポジウム等が中止になったとき
- (3) 対象となる研究活動等が中止になったとき
- (4) その他、本基金の目的にふさわしくないものと理事会が認めるとき

(規程の改廃)

第16条 本規程の改廃は、理事会において決定する。

(細目事項)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は代表理事が定めるものとする。

附則

本規程は、平成25年6月30日より施行する。